

## 「三重の森林づくり条例」の改正についての申入れ

### 三重県産材利用促進に関する条例検討会

三重県産材利用促進に関する条例検討会は、三重県産材の利用の促進に関し、条例の制定に向けた調査及び検討を行うことを目的に設置され、これまでに 17 回の検討会を開催し、昨年 12 月に「三重の木づかい条例（仮称）」中間案を取りまとめました。同中間案については、現在、意見募集（パブリックコメント）を実施しているところです。

当検討会において検討を進める中で、「三重の木づかい条例（仮称）」の制定と併せて、既存の「三重の森林づくり条例」についても改正を要する部分があるのではないかという議論が出てまいりました。しかしながら、同条例の改正は当検討会の設置目的の範疇<sup>ちゆう</sup>を超えているため、同条例を所管する環境生活農林水産常任委員会において、下記の観点からの改正についてご検討いただきますよう申入れをいたします。

#### 記

#### ① 「市町の責務」の追加

「三重の木づかい条例（仮称）」に「市町の責務」を規定する方向となったこととの整合を図るとともに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の創設など、近年、森林整備における市町の役割の重要性が高まっていることを踏まえ、「三重の森林づくり条例」においても「市町の責務」を追加してはどうか。

#### <追加条文イメージ>

（市町の責務）

第七条の二 市町は、三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念に基づき、県、森林所有者等、県民及び事業者と連携し、その地域の特性に応じて、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

#### ② 「森林環境教育」（第 5 条・第 18 条）の「森林教育」への変更

令和 2 年 10 月に執行部において「みえ森林教育ビジョン」が策定され、今後県が推進する森林環境教育・木育を「みえ森林教育」として定義し直しているところであり、その動向も踏まえて、「三重の木づかい条例（仮称）」では森林環境教育及び木育を「森林教育」と総称する旨を規定する方向となったこととの整合を図るため、「三重の森林づくり条例」において第 5 条及び第 18 条の見出しに用いられている「森林環境教育」という用語を「木育」をも含めた「森林教育」に改めてはどうか。

### ③ 「県産材の利用の促進」(第16条)におけるエネルギー利用の位置付けの明確化

「三重の木づかい条例(仮称)」では、木質バイオマスのエネルギー利用は条例において利用促進を図る主たる分野とはしないと整理したところであるが、木質バイオマスのエネルギー利用は森林資源の循環利用の観点から重要なものであるので、「県産材の利用の促進」(第16条)において、エネルギー利用について明確に位置付けてはどうか。

#### <条文改正イメージ>

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 (略)

### ④ 「県産材の利用の促進」(第16条)の規定内容の充実化

現行の「三重の森林づくり条例」の「県産材の利用の促進」(第16条)において、県産材の利用の促進に必要な措置として明示されているのは「県産材の認証制度の推進」だけであるが、「三重の木づかい条例(仮称)」と相乗的に更なる県産材の利用の促進を図るため、県産材の利用の促進に必要な措置の具体的項目を更に追加的に規定し、その内容を充実させることも検討の余地があるのではないか。